

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 社会医療法人会新潟臨港保健会

① ☒ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

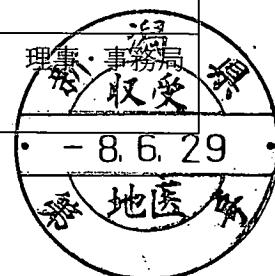
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和26年5月22日

(4) 設立登記年月日 昭和26年5月22日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	湊 泉	新潟臨港病院
理 事	堂前 洋一郎	新潟万代病院
同	鈴木 裕	新潟臨港病院 院長 管理者
同	宮坂 大	新潟万代病院 院長 管理者
同	塚本 亮介	法人本部 事務局長
同	西村 健一	ヘルスケアリンク株式会社 代表取締役
同	南波 秀憲	株式会社リンコーコーポレーション 取締役会長
監 事	樋口 充	社会医療法人さくら会 事務局長
監 事	川口 正樹	医療法人社団白美会 西蒲中央メディカルセンター 名誉院長
評 議 員	伊原 郁夫	経営有識者 (社会医療法人さくら会理事長)
同	庄司 哲也	経営有識者 (医療法人貝塚病院理事長)
同	追手 巍	経営有識者 (新潟医療福祉大学教授)
同	樋口 英樹	医療を受ける者
同	有間 巧	医療を受ける者
同	川崎 敏幸	医療を受ける者
同	長谷川 正樹	経営有識者 (上越医師会上越総合健康管理センター センター長)
同	那須野 求馬	経営有識者 (社会福祉法人新潟臨港福祉会 理事長)



- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	新潟臨港病院	1510121518	新潟県新潟市東区 桃山町1丁目 114番地3	一般病床 147床 療養病床 49床
病院	新潟万代病院	1510126368	新潟県新潟市中 央区八千代2丁 目2番8号	一般病床 52床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
臨港訪問看護ステーション	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地3	
居宅介護支援事業所臨港病院	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地3	
万代訪問看護ステーション	新潟県新潟市中央区八千代2丁目2番8号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地1	
不動産業	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地3	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 8 日 令和6年度決算報告の承認

令和 8 年 3 月 2 5 日 令和8年度事業計画の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (9) その他
なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

貸借対照表
(令和 8年 3月 31日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,517,526	【流動負債】	1,453,793
現金及び預金	1,457,566	買掛金	324,640
医薬未収金	940,005	未払金	7,112
未収金	75,403	短期借入金	200,000
医薬品	18,342	一年内返済長期借入金	367,972
診療材料	10,011	一年内返還建設協力金	10,999
貯蔵品	1,649	一年内支払長期未払金	196,234
前払費用	14,450	リース債務	1,504
短期貸付金	847	未払費用	192,351
その他流動資産	205	未払法人税等	9,195
貸倒引当金	△ 955	未払消費税等	7,974
		預り金	22,178
		前受収益	11,896
		貸与引当金	101,733
【固定資産】	3,935,028	【固定負債】	3,645,276
【有形固定資産】	3,697,362	長期借入金	2,560,263
建物	1,848,392	建設協力金	165,000
構築物	60,010	長期未払金	425,172
機械装置	561	退職給付引当金	490,772
器械備品	671,499	リース債務	4,069
車両運搬具	0		
土地	1,112,184	負 債 合 計	5,099,069
リース資産	4,713		
【無形固定資産】	2,069	純 資 産 の 部	
電話加入権	1,479	科 目	金 額
ソフトウェア	280	【積立金】	1,353,485
施設利用権	309	設立等積立金	6,591
【その他の資産】	235,596	繰越利益剰余金	1,346,893
投資有価証券	101,500	純 資 産 合 計	1,353,485
長期前払費用	132,383		
長期貸付金	1,244		
敷金	456		
その他の投資	11		
資 産 合 計	6,452,555	負債・純資産合計	6,452,555

様式第二号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号 2

損益計算書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【事業損益】		
【本来業務事業損益】		
【事業収益】		6,106,346
【事業費用】		
【事業費】	5,586,200	
【本部費】	106,953	5,693,153
本来業務事業利益		413,193
【附帯業務事業損益】		
【事業収益】		131,046
【事業費用】		126,057
附帯業務事業利益		4,989
【収益業務事業損益】		
【事業収益】		45,578
【事業費用】		2,183
収益業務事業利益		43,395
事業利益		461,577
【事業外収益】		
受取利息・配当金	4,697	
その他の事業外収益	5,612	10,310
【事業外費用】		
支払利息	45,653	
その他の事業外費用	1,200	46,853
経常利益		425,033
【特別利益】		
施設設備補助金収益	1,867	1,867
【特別損失】		
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	81,387	81,387
税引前当期純利益		345,513
法人税・住民税及び事業税	9,195	9,195
当期純利益		336,317

様式第三号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号

2

財産目録

(令和 8年 3月 31日 現在)

1. 資 産 額 6,452,555 千円
2. 負 債 額 5,099,069 千円
3. 純 資 産 額 1,353,485 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,517,526
B 固 定 資 産	3,935,028
C 資 産 合 計 (A + B)	6,452,555
D 負 債 合 計	5,099,069
E 純 資 産 (C - D)	1,353,485

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号 2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 関係事業者とは、当該医療法人と次の(2)に掲げる取引を行う場合における次の(1)に掲げる者をいう。

- (1) 次の(2)に掲げる取引を行う者
- ① 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
 - ② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - ③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
 - ④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - ⑤ ③の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- (2) 当該医療法人と行う取引
- ① 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
 - ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
 - ③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
 - ④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
 - ⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
 - ⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人新潟臨港保健会

理事長 湊 泉 殿

私たちは、社会医療法人新潟臨港保健会の令和 7 年度会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 24 日

社会医療法人新潟臨港保健会

監事 川口 正樹

監事 樋口 充